

令和2年1月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

## 資 料 目 次

|   |   |   |
|---|---|---|
| ア | 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| イ | 『「今後の久喜市の成人式のあり方」についての提言』について・・                     | 3 |
| ウ | 久喜市立小・中学校学区等審議会の答申について・・・・・・・・                      | 5 |

## ア、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について

### 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1いきいき協力員（看護師）の項の次に次のように加える。

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 延長保育補助員 | 行政職給料表1級 | 18 |
|---------|----------|----|

別表第1看護師、准看護師、適応指導教室訪問指導員の項の次に次のように加える。

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 延長保育保育士 | 行政職給料表1級 | 35 |
|---------|----------|----|

別表第1保育園給食調理員、学校給食配膳員の項中「学校給食配膳員」の次に「作業員、学校業務員、幼稚園業務員」を加え、「1」を「4」に改め、同表学校給食調理員の項中「学校給食調理員」を「農耕車両運転手、学校給食調理員」に改める。

別表第3保健事業推進員（看護師等）の項中「看護師等」を「看護師、准看護師」に改め、同表保健事業推進員（栄養士、歯科衛生士、保育士）の項中「栄養士」を「管理栄養士、栄養士」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

| 一部を改正する規則                     |               |     |  | 現行規則 (旧)                          |               |     |  |
|-------------------------------|---------------|-----|--|-----------------------------------|---------------|-----|--|
| 別表第1 (第3条関係)                  |               |     |  | 別表第1 (第3条関係)                      |               |     |  |
| 職名                            | 給料表           | 号給  |  | 職名                                | 給料表           | 号給  |  |
| (略)                           | (略)           | (略) |  | (略)                               | (略)           | (略) |  |
| いきいき協力員 (看護師)                 | 行政職給料表 1 級    | 1 7 |  | いきいき協力員 (看護師)                     | 行政職給料表 1 級    | 1 7 |  |
| 延長保育補助員                       | 行政職給料表 1 級    | 1 8 |  | 内職相談員                             | 行政職給料表 1 級    | 2 0 |  |
| 内職相談員                         | 行政職給料表 1 級    | 2 0 |  | (略)                               | (略)           | (略) |  |
| (略)                           | (略)           | (略) |  | 看護師、准看護師、適応指導教室訪問指導員              | 行政職給料表 1 級    | 3 0 |  |
| 看護師、准看護師、適応指導教室訪問指導員          | 行政職給料表 1 級    | 3 0 |  | 環境保全巡視員                           | 行政職給料表 1 級    | 3 8 |  |
| 延長保育保育士                       | 行政職給料表 1 級    | 3 5 |  | (略)                               | (略)           | (略) |  |
| 環境保全巡視員                       | 行政職給料表 1 級    | 3 8 |  | 保育園給食調理員、学校給食配膳員、作業員、学校業務員、幼稚園業務員 | 技能労務職給料表      | 4   |  |
| (略)                           | (略)           | (略) |  | 農耕車両運転手、学校給食調理員                   | 技能労務職給料表      | 9   |  |
| 別表第3 (第13条関係)                 |               |     |  | 別表第3 (第13条関係)                     |               |     |  |
| 職種                            | 報酬額           |     |  | 職種                                | 報酬額           |     |  |
| (略)                           | (略)           |     |  | (略)                               | (略)           |     |  |
| 保健事業推進員 (看護師、准看護師)            | 1 勤務 6, 000 円 |     |  | 保健事業推進員 (看護師等)                    | 1 勤務 6, 000 円 |     |  |
| 保健事業推進員 (管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、保育士) | 1 勤務 5, 600 円 |     |  | 保健事業推進員 (栄養士、歯科衛生士、保育士)           | 1 勤務 5, 600 円 |     |  |
| (略)                           | (略)           |     |  | (略)                               | (略)           |     |  |

イ 『「今後の久喜市の成人式のあり方」についての提言』について



令和元年12月23日

久喜市教育長 柿沼 光夫 様

久喜市社会教育委員  
委員長 金子 雄司

「今後の久喜市の成人式のあり方」についての提言

改正民法が平成30年6月13日に成立し、令和4年4月から成年年齢が18歳となり、施行される。

また合併して10年、新久喜市では成人式を旧4市町4地区で分散開催し、行政担当者並びに対象成人の有志による実行委員会がそれぞれの地区で運営してきた。そしてこの形式では、分散型ならではのメリット・デメリットがあり、課題でもあった。

併せて、今後の成人式を開催するにあたり、成人対象者数の減少、学校の統廃合等も予測される。

そこで久喜市社会教育委員では、標記について協議を重ね、まとめたので、ここに今後の久喜市の成人式のあり方について、以下の提言をする。

記

- 1 名称 「成人式」が望ましい。  
(参照) 今後、公募も考えられる
- 2 対象年齢 「その年度に20歳になる人」が望ましい。
- 3 実施日 「成人の日の前日（日曜日）」が望ましい。

## 4 運営方法

### (1) 会場

「ここ数年間は従来どおり、久喜・菖蒲・栗橋・鷺宮の4地区で開催する。対象者の減少に合わせてその後1箇所統合し、会場を久喜総合文化会館で開催する」ことが望ましい。

#### (参照)

4地区開催では、親や家族等が式典会場内に入ることが可能である。

1箇所開催では親等が会場内に入りきれないので、別室(小ホール)を開放し、式典映像を流すなどの配慮が必要である。

### (2) 式次第

「式は4地区開催・1箇所開催に関わらず、従来どおりの[式典(1部) + パフォーマンス(2部)]の2部構成」が望ましい。

#### (参照)

4地区開催時は第2部で、各中学校の思い出等が語られ、映像でも流される。1箇所開催では、11中学校の思い出の映写等が時間的・内容的に難しいので、講演やコンサート等の文化事業が必要となる。

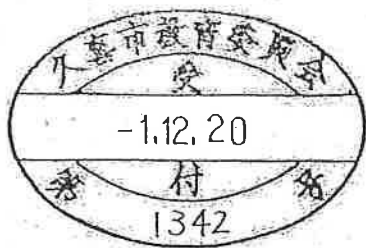
### (3) 担当

「担当は、対象者の主体性を活かす上でも、主として対象者の代表+行政の担当者で行う。また、協力者を募る」ことが望ましい。

#### (参照)

対象者の代表は公募する。協力者は、前年・前々年度の対象者の代表及び19歳の人に広報等を通じて呼び掛ける。

ウ 久喜市立小・中学校学区等審議会の答申について



久学審第10号  
令和元年12月20日

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市立小・中学校学区等審議会  
会長 西崎 道



久喜市立小・中学校の統廃合等の検討について（答申）

平成29年5月24日付け久教学第29-3号において諮問のあった標記の件について慎重に審議を行った結果、(4)久喜市立菖蒲南中学校の小規模化に伴う学校統廃合等の検討について下記のとおり答申します。

記

久喜市立菖蒲南中学校では、小規模校の特性を生かした教育活動を実践していますが、今後も生徒数の減少に伴う学級数の減少が見込まれる中で、多様な教育活動が実践しにくく、人間関係が固定化されやすいほか、教職員数の配置減少により、学校運営に支障が生じるなどの課題が懸念されます。

子どもたちの将来を見据えますと、より多くの子どもたちと触れ合うことを通して、多様な人間関係を築き、切磋琢磨しながら成長できる教育環境が望ましく、教職員の配置という観点からも、多くの教員から指導を受ける機会が確保できるよう、学校統廃合を実施することが適当であると考えます。

つきましては、久喜市立菖蒲南中学校は、久喜市立菖蒲中学校と統合し、令和4年(2022年)4月に、統合による新たな学校を現在の久喜市立菖蒲中学校の位置に開校することが望ましいと考えます。

附帯意見

学校統廃合の実施にあたっては、関係学校の保護者や地域住民の意見に十分配慮しながら、多様な教育活動の実践や学校施設の整備等により、子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、通学手段については、通学時の安全性を確保するよう要望します。

また、廃止後の学校施設及び跡地の活用については、地域の実情を考慮しつつ、久喜市として全庁的に連携を図りながら、速やかに具体的な検討を進めるよう要望します。